

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和5年4月5日（水）午前10時00分～午前11時13分																	
②	会	場	大洲市総合福祉センター 4階多目的ホール																	
③	出	席	委	員																
1	池	田	幸	二	2	吉	岡	き	み	子	3	長	岡	誠	一	4	藤	田	秀	美
5	西	岡	輝	治	6	台	越	正	洋	7	菊	池	啓	二	8	森	岡	芳	文	
9					10	幸	野	登	吉	11	上	田	健	二	12					
13	矢	野	正	祥	14	山	首	憲	市	15	大	野	定	徳	16	形	山	康	浩	
17	高	岡	利	典	18	山	中	千	鶴	19	池	田	雄	一	20					
21	橋	本	英	司	22	都	築	孝	壽	23	武	内		誠	24	池	浦	萬	里	子
25	津	田		勇	26	田	中	賢	寿	27	永	沼		寛	28	日	野	修	次	
29	大	本	昭	裕	30	武	知	由	美	子	31	上	満	啓	司	32	中	本	祐	市
33	坂		幹	幸	34	久	保	壽	男	35	堀	内	保	宏	36	往	見	康	範	
37	菊	地	久	美	子	38	有	友	章	治	39	請	田	竹	男					
④	欠	席	委	員	9	菊	地	正	夫	12	川	本	由	紀	美	20	森	永	茂	史
⑤	遅	刻	委	員																
⑥	事	務	局	久保事務局長	新次長			菊地専門員（農地）												
				松田専門員（農政）	菊地主査（農地）															
⑦	農	林	振	興	課	大久保課長	竹田課長補佐			後藤専門員										
						大田主事														
⑧	会	議	の	内	容	議案第25号	農地法第3条の規定による許可申請について													
						議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請の取下について													
						議案第27号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について													
						議案第28号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について													
						議案第29号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告													
							について													
						議案第30号	農地転用事業計画変更申請について													
						議案第31号	非農地証明について													
						議案第32号	農業振興地域整備計画の変更について													
						議案第33号	納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明													
							について													
						議案第34号	農用地利用集積計画の決定について													
						議案第35号	大洲市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営規													
							程の一部改正について													

事務局（局長）	只今から、令和５年第４回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から、議案審議に移ります。会議規則第３条により、幸野会長に議事進行をお願いいたします。
議 長（会長）	これより本日の会議を開きます。 出席委員は農業委員１９名中１８名、推進委員２０名中１８名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。 本日、９番 菊地正夫委員、１２番 川本由紀美委員、２０番 森永茂史委員より欠席の報告を受けております。 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。 まず、日程第１ 議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に、１１番 上田健二委員と１３番 矢野正祥委員を指名いたします。 次に、日程第２ 書記の指名を行います。 本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。 それでは、日程第３ 議案審議に入ります。 まず、議案第２５号『農地法第３条の規定による許可申請について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農地係長）	議案第２５号「農地法第３条の規定による許可申請について」をご説明します。 議案書１ページをご覧ください。 １番、平野町野田の土地、田１筆７００㎡は、贈与による所有権移転です。 所有権移転後は、水稻を栽培します。 農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。 ２番、柳沢の土地、畑２筆２，３８８㎡は、贈与による所有権移転となります。 所有権移転後は、露地野菜の栽培を計画しています。 農業は、譲受人が年間を通して従事します。 ３番、長浜町出海の土地、畑１筆５１７㎡も、贈与による所有権移転です。 所有権移転後は、果樹の栽培を計画しています。 農業は、譲受人が年間を通して従事します。 ４番、白滝の土地、畑１筆３４１㎡は、売買による所有権の移転です。 所有権移転後は、野菜を栽培します。 農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。 以上、４件です。ご審議をよろしくお願いします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。１番。
８番	１番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は2ページをご覧ください。

1番案件は、当事者間の合意により贈与での所有権移転を行うもので、申請地は、JR伊予平野駅から南へ約550mにある農地となります。

農業は、譲受人家族で年間を通じて従事しており、今後の耕作管理についても特に問題はないものと考えます。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

16番

2番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は3ページを参考にしてください。

2番案件は、新規に農業を始めるため、贈与により所有権移転をするものです。

申請地は、有久保集会所から北東へ約200mにある農地で、概ね管理はされております。

譲受人は、現在、地域おこし協力隊として市役所に勤務をしながら、本格的に農業を始める「新規営農計画書」も提出するなど、新規就農者として今後の耕作状況を見守っていくこととします。

その他調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

3番。

27番

3番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は4ページを参考にしてください。

3番案件も、贈与による所有権移転をするもので、申請地は、出海の浜集会所から南東へ約250mに位置する農地になります。

申請書によると、譲渡人は県外へ居住して管理が困難なため、譲受人の実家がある地元で近くの親族に手伝いを受けながら、現在は遊休化している農地で栗を栽培する「新規営農計画書」が提出されており、今後の経過を見ていくものとします。

その他申請書類の内容や調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

4番。

30番

4番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は5ページを参考にしてください。

4番案件は、耕作管理を地元の譲受人へ任せるため、売買にて所有権移転するもので、申請地は、譲渡人の実家に隣接する農地です。

譲受人は、夫婦で年間を通じて農業に従事しており、これまでの経験を活かし、今後も野菜の栽培を行うもので、所有権移転後の管理に問題

ないと思われます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長） 地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員 （質疑なし）

議 長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長（会長） ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第26号『農地法第3条の規定による許可申請の取下について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農地係長） 議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請に係る取下について」をご説明します。

議案書2ページをご覧ください。

1番、長浜町下須戒の土地、畑2筆です。

当該申請につきましては、先月の第3回定例総会で議案審議を行い、許可をいただいておりますが、総会後に申請代理人より譲渡人が定例総会開催前に亡くなったとの連絡がありました。

このため、申請代理人を通じて双方で協議をお願いしたところ、「取下願」が提出され、一旦申請を見合わせる事となりましたので、議案上程をいたします。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長） 只今、事務局から説明がありましたが、ご質疑はありませんか。

委 員 （質疑なし）

議 長（会長） 特に、ご質疑もないようですので、本案について、取り下げることに、ご異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長（会長） ご異議ないものと認め、許可申請の取下げを認めることに決定いたしました。

次に、議案第27号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼

失礼いたします。

農政係長)

議案第27号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」
ご説明申し上げます。

議案書3ページ並びに別紙「議案説明資料」の6ページから12ページを併せてご覧ください。

1番、田口の土地1筆です。

申請地は駐車場の利用要望があることから、貸駐車場、通路、転回場として利用したいとの申請であります。

申請地は、別紙「議案説明資料」7ページの位置図において赤色の箇所となっており、大洲市中心部から北東に約1.7kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙「議案説明資料」6ページをご確認ください。

2番、白滝の土地3筆です。

申請地は、山間部にあり、傾斜もあるため、軽自動車や農業用機械を入れられず、農地としてはとても不便であるため、管理しやすい山林として利用するものであります。

本案件につきましては、昨年11月の第11回定例総会で農用地区域の除外についてご審議いただきました案件であり、農振法第12条公告がなされています。

申請地は、別紙「議案説明資料」11ページの位置図において赤色の箇所となっており、大洲市内中心部から北に約9.0kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙「議案説明資料」10ページをご確認ください。

以上、2件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

5番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の6ページから9ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先程、事務局から説明がありましたように、既に露天駐車場等で利用をされており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺は、宅地や擁壁で囲まれており、今後においても現状と変更がないことから問題はないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当して追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

2番。

30番

2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の10ページから12ページをご覧ください。

本件は、昨年(平成28年)の11月に開催されました、第11回定例総会の議案第73号「農業振興地域整備計画の変更」におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した案件となっております。

調査結果は、第11回定例総会でご説明いたしましたとおり、立地基準、一般基準において、どちらもその時の状況と変わっておりませんので、調査報告書記載のとおり問題ないものと思われま

す。また、周辺農地等への影響につきましては、申請地に隣接する農地がありますが、所有者からの同意も得ているなど、各項目につきましても適当と思われることから、特に問題ないものと考えま

す。よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長(会長)

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第28号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(次長)

失礼いたします。

議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書4ページ並びに別紙「議案説明資料」13ページから20ページまでを、併せてご覧ください。

1番、新谷の土地、429㎡の案件は、譲受人の会社の事業拡大に伴い、既存の駐車場では手狭になったため、新たに申請地を取得して、露天駐車場にしようとするものです。

申請地は、大洲市中心部から北東に約4.6kmのところに位置し、農地区分は、土地改良事業の施行に係る区域内にある農地であることから、「第1種農地」と判断しております。

農地区分は第1種農地ではありますが、申請地以外に当該事業の目的を達成することが可能な、第2種、第3種農地、または宅地等がなく、申請に係る農地に隣接する土地と一体として、同一の事業の目的に供するために必要であると認められることから、農地法施行令第11条第1項第2号二及び、農地法施行規則第54条により、不許可の例外にあたり、問題ないものと思われま

す。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について、ご審議をお願いいたします。

なお、本件は第1種農地での転用のため、今月28日開催予定の、常

設審議委員会においてご審議いただく予定です。

2番、肱川町宇和川の土地、3筆合計2,471㎡の案件は、譲受人の会社の事業拡大に伴い、既存の資材置場では手狭になったため、新たに申請地を取得して、資材置場にしようとするものです。

申請地は、大洲市中心部から南東に約12.2kmのところに位置し、農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、「第2種農地」と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上2件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

19番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の13ページから16ページを、参考にしてください。申請地は14ページの位置図のとおり、大洲市新谷公民館から西へ約1.8kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については、事務局説明のとおり第1種農地ですが、申請地に隣接する譲受人の事業地と一体利用することが、譲受人の事業には必要であると認められるため、農地法施行令第11条第1項第2号ニの、不許可の例外に当たると考えられます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、15ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

32番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の17ページから20ページを参考にしてください。

申請地は、18ページの位置図のとおり、大洲市肱川支所から西へ約2.2kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、写真にありますように、既に土地造成がされている違反転用の状態です。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、19ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、譲受人より始末書が提出され、反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長）	地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は、申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。 次に、議案第 29 号『農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農地係長）	議案第 29 号「農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人について」をご説明します。 議案書 5 ページをご覧ください。 当議案では、前年度の事業状況報告がありました「〇〇〇〇」について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。 まず、要件の適否を判断する上で確認が必要となる事項を前のスライドに表示しておりますので、参考にしてください。 1 番、〇〇〇〇は、主にぶどうの栽培を行っています。 ①の「法人組織」は特例有限会社、②につきましては、生産する農畜産物及びその関連する事業等の全部が農業による売上であります。 ③の「構成員・議決権の資格」は 3 名で、④の「経営責任者の要件」は執行役員 3 人中 2 人が農業常時従事者であり、かつ年間 60 日以上農作業に従事しております。 以上のとおり、報告書を確認しましたところ、議案書に記載のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われまます。 ご審議をお願いします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、何か、ご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、報告書の内容については、承認することに、ご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、報告書については、承認することに決定いたしました。 次に、議案第 30 号『農地転用事業計画変更申請について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（次長）	失礼いたします。議案第 30 号「農地転用事業計画変更申請について」

	ご説明申し上げます。 議案書 6 ページ並びに別紙「議案説明資料」 21 ページから 24 ページまでを、併せてご覧ください。 1 番、東大洲の土地、846 m²の案件は、平成 8 年 1 月 26 日付けで転用許可、令和 4 年 9 月 2 日付けで計画変更承認となっている案件です。 申請地を、建設業者が資材置場及び露天駐車場として、令和 5 年 3 月末まで一時転用しておりましたが、今回、新たな建設業者が、資材置場及び露天駐車場として借り受けるため、土地利用計画の変更をしようとするものです。 申請地は、大洲市中心部から北東に約 3.5 km のところに位置し、農地区分は、300 m 以内に自動車専用道路の入口が存する区域内にある農地であることから、「第 3 種農地」と判断しております。 したがって立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。 以上、1 件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1 番。
3 番	それでは、1 番案件の調査結果をご報告いたします。 議案説明資料の 21 ページから 24 ページを、参考にしてください。 申請地は、22 ページの位置図のとおり、平小學校から西へ約 300 m に位置する農地になります。 本件は、事務局報告のとおり、平成 8 年 1 月に転用許可、令和 4 年 9 月に計画変更承認されている案件です。 令和 4 年 9 月の計画変更により、今年 3 月末まで一時転用していたが、今回新たな事業者により、資材置場と露天駐車場として貸し付けるため、土地利用計画の変更が必要になったとのことでございます。 次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」ですが、計画変更承認があり次第、自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われまゝす。 また、第 4 号の「周辺農地等への影響」ですが、23 ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地はありませんので、特に問題ないものと思われまゝす。 よって本件は、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しないため、計画変更はやむを得ないものと考えまゝす。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議 長（会長）	地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり変更承認相当として送付することに、ご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり変更承認相当として送付することに決定いたしました。

事務局（専門員兼
農政係長）

次に、議案第31号『非農地証明について』を議題といたします。

失礼いたします。議案第31号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書7ページ並びに別紙「議案説明資料」27ページから32ページまでを、併せてご覧ください。

1番、平野町平地の土地、8筆合計5,941㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。

申出によりますと、申請地に平成10年頃に植林し、農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。

2番、肱川町名荷谷の土地、3筆合計1,473㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。

申出によりますと、申請地は、申請地の管理をしていた申請者の父の父が亡くなった平成11年3月以降は管理が出来ておらず、現在に至っており、農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。

以上、2件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

7番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の25ページから28ページを、参考にしてください。

申請地は、26ページの位置見取図のとおり、大洲市平野公民館平地上分館から南西へ約1.1kmから1.7kmまでの範囲に位置する農地になります。

申請によりますと、申請地に平成10年頃に植林し、現在は、農地への復旧は著しく困難との申出です。

申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。

よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

33番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の29ページから32ページを、参考にしてください。

申請地は、30ページの位置見取図のとおり、肱川町名荷谷に位置する農地になります。

申請によりますと、申請地は、平成11年3月以降は管理ができておらず、現在に至っており、農地への復旧は著しく困難との申出です。

申請者の申立て及び現地調査による土地の荒廃状況から、耕作放棄から20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。

	よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特に、ご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに、ご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。 次に、議案第32号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農政係長）	失礼いたします。議案第32号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。 議案書8ページ並びに別紙「議案説明資料」の33ページから37ページまでを、併せてご覧ください。 今回は、農用地区域への編入1件及び農用地区域からの除外1件でございます。 はじめに、農用地区域の編入関係です。 1番、野佐来の土地、3筆 計732㎡の案件は、野佐来地区において、農地中間管理機構関連農地整備事業を実施するため、編入を行うものでございます。 編入1件、3筆 計732㎡となっております。 次に、農用地区域除外関係です。 1番、菅田町菅田の土地、5筆 計949㎡の案件は、申請地でクリを栽培していたが、松山市に移住したため遠距離となったこと、また、高齢となり後継者もないことから耕作の継続が困難となったこと、申請地は一級河川肱川の近くにある農地で、増水時には冠水し、氾濫の都度漂着物の除去に手間と時間を要していたため、近隣の企業の需要も見込めることから、今後は貸駐車場として管理するため、除外の申出があったものです。申出地は、周辺農地所有者から同意も得ていることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。 除外後の農地区分は、概ね300m以内に大洲道路の大洲富士インターチェンジが存在する区域内にある農地であることから、「第3種農地」と判断しております。 以上、除外1件、5筆 計949㎡となっております。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。
11番	1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。 議案説明資料の35ページから37ページをご覧ください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、報告書記載のとおりであり、問題ないものと考えます。

次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、申請地は貸駐車場として近隣企業の需要が見込めることから、問題はないものと思われま

す。なお、既に当該土地は、既に貸駐車場として利用をされており、違反転用になっていることから始末書を提出いただいております。

また、「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺に農地はありますが、隣接農地の所有者からの同意も得ておりますし、各項目につきまして適当と思われることから、問題ないものと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長（会長） 地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員 （質疑なし）

議 長（会長） 特にご質疑もないようですので、原案のとおり農用地区域から「編入」及び「除外」することに、ご異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長（会長） ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることにいたします。次に、議案第33号『納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係長） 議案第33号「納税猶予に係る引き続き農業を行っている旨の証明について」、ご説明します。

議案書9ページをご覧ください。

税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定に基づき、贈与税又は相続税の納税猶予の適用の特例を受けている者が、その特例の適用を継続して受けるために、3年ごとに税務署に相続税の納税猶予の継続届出書を提出する必要がある、その添付書類として、農業を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書を提出する必要があります。

この議案は、申請者が引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、ご審議いただくものです。

1番、手成の申請人です。

申請農地は、手成にあります9筆及び戒川にあります1筆の計10筆で、合計17,759㎡になります。

納税猶予の種類は贈与税となっており、贈与日は平成7年3月31日となっております。

対象の農地につきましては、一部の農地が農地でなくなっているため、申請人に税務署との協議をしていただく必要がありますが、それ以外の農地は耕作管理されておりました。

以上、1件です。ご審議よろしくお願いします。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1 番。

2 2 番

それでは、1 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の38ページを、参考にしてください。

申請地は、38ページの位置見取図のとおり、大洲市白滝公民館から約400mから640m以内に点在する農地20筆になります。

申請人は、水稻及び栗を主体とした農業をしております。

3月22日に事務局担当者と現地確認を行い、9筆の内、手成の田4筆で稲作を、畑2筆で栗を栽培しており、また、戒川の田1筆については保全管理をされているのを確認しております。しかし、手成の田2筆については、杉を植林されておりました。

しかし、ほとんどの農地を利用し、農業経営を行っていることから、この証明書の交付については問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

（質疑なし）

議 長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、この証明願の土地については、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委 員

（異議なし）

議 長（会長）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第34号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼
農地係長）

議案第34号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。
議案書の10ページから、ご覧ください。

「新規」案件のみを説明させていただきます。

3番から12ページの11番は、「利用権の設定を受ける者」と同一で、いずれも水稻を栽培するため、使用貸借権を3番は10年間、4番は5年間、11ページの9番から12ページの11番までは10年間、それぞれ設定するものです。

次に13ページの12番も、水稻を栽培するため、貸借権を10年間設定するものです。

14番、野菜を栽培するため、貸借権を10年間設定するものです。

15番、水稻と麦を栽培するため、貸借権を10年間設定するものです。

その他の案件は、「再設定」となりますので、後ほどご確認をお願いします。

15ページになります。

以上、利用権設定件・筆数、22件・34筆、利用権設定総面積、2

9, 810㎡。

続いて、所有権移転の案件です。

議案書は16ページをご覧ください。

1番及び2番は、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、売買により菅田町菅田の農地を取得しようとするものです。

1番、菅田町菅田の土地、田2筆1, 396㎡、利用目的は「水稻」です。

2番、同じく菅田町菅田の土地、畑1筆148㎡、及び田1筆608㎡、利用目的は「麦」と「水稻」です。

次に、3番は、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、贈与により菅田町大竹の農地を取得しようとするものです。

3番、菅田町大竹の土地、畑2筆13, 81㎡、利用目的は「野菜」です。

以上、所有権移転件・筆数、3件・6筆、所有権移転総面積、2, 165.81㎡。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

次に、議案第35号『大洲市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営規程の一部改正について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。議案第35号「大洲市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営規定の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案書17ページをご覧ください。

これは、4月の大洲市の組織の変更に伴い、「農林水産課」から「農林振興課」に課名が変更されたことによるものでございます。

変更する箇所の説明は行いませんので、各自お目通しいただきますよう、お願いいたします。

説明は以上です。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を原案のとおり改正することに、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり改正することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。